

CITY OF YOKOHAMA

ペット防災セミナー

地域防災拠点向け

鶴見福祉保健センター生活衛生課環境衛生係長 白川 冬

2023年8月26日

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

本日の内容

1. 災害時ペット対策とは？
2. 過去のペット被災事例
3. 飼い主が備えること／地域防災拠点が備えること
4. ペット飼育場所開設キットについて
5. ペット飼育場所開設キット組み立てデモンストレーション

1 災害時ペット対策とは？

飼い主が自らの責任の下、災害を乗り越えてペットを適切に飼養し続けること

引用:「人とペットの災害対策ガイドライン」平成30年3月発行 環境省

3

「災害時ペット対策」と聞いて、「なにをすればいいのかわからない」という意見をよく耳にします。

環境省が平成30年に出した「人とペットの災害対策ガイドライン」には、「災害時ペット対策とは、飼い主が自らの責任の下、災害を乗り越えてペットを適切に飼養し続けること」とあります。災害時のペット対策というと、ペットの保護と思われがちですが、被災したペットの飼い主が災害を乗り越えてペットを適切に飼養し続けることであり、周囲の人は飼い主を支援する、それが災害時のペット対策ということになります。

飼い主とペットの災害時の流れ

平常時

- ・住まいの防災対策
- ・必要物資の備蓄
- ・ペットのしつけと健康管理
- ・ペットの所有者明示
- ・情報収集と避難訓練
- ・家族や地域住民との連携づくり
- ・ペットの一時預け先の確保

4

次に、飼い主が平常時から行わなくてはならないことと、実際に災害が起きたら、どのようなことになるのか、飼い主とペットの災害時の流れについてご説明していきたいと思います。

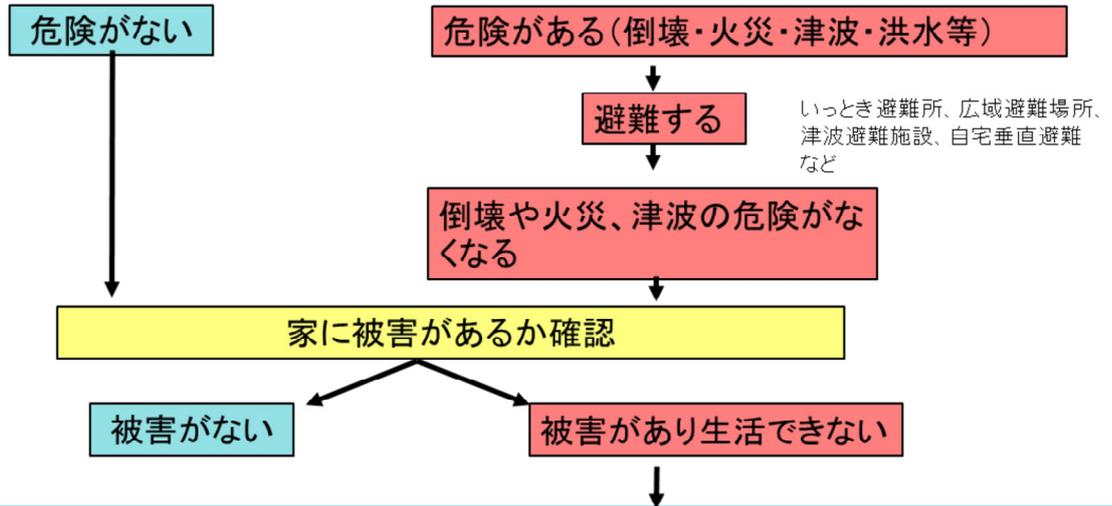
まず、災害発生前の平常時に飼い主が行わなくてはいけないことです。

よく、災害発生時の対応は自助、共助、公助のうち、自助が7割ともいわれていますが、ペットの場合はその割合は増加し、平常時の飼い主の備えがもっとも行わなくてはならない対策です。

住まいの防災対策、必要物資の備蓄、ペットのしつけと健康管理、ペットの所有者明示、災害時に有用な情報収集や、避難訓練への参加。家族やご近所との連携づくり。ペットの一時預け先の確保などをしておく必要があります。

飼い主とペットの災害時の流れ

災害発生



5

ここから、災害が発生した場合の流れについてご説明します。
災害が、家の倒壊や火災、津波、洪水が無く、危険が無い場合は良いのですが、家が倒壊する、火災が迫っている、津波が迫っている、浸水する、という危険がある場合は、命を守る行動をとるために、ペットと共に避難します。ここでいう避難とは、「いっつき避難所」「広域避難場所」「津波避難施設」「風水害時に優先的に開設する避難所」「「自宅で垂直避難する」」などです。災害発生後、いっつき安全な場所に身をよせていただき、倒壊や火災、津波、洪水の危険がなくなったら、家に被害があるか確認し、家に被害があり生活できないという判断になった場合は、

飼い主とペットの災害時の流れ

発災時

被害があり生活できない

避難形態の選択(避難所、車中泊、テント泊)

自宅で生活する
車の中で生活する

地域防災拠点へ向かう

避難後のペットの飼養環境の確保

施設等に預ける(親戚、友人、獣医師、ペットホテル等)

自宅で飼養
車の中で飼養

地域防災拠点での飼養

行政等の動き

- ・横浜市災害対策本部の立ち上げ
- ・横浜市災害時動物救援本部の立ち上げ
- ・ペットに関する情報の一元化
- ・負傷動物、放浪動物等の保護が必要な動物への対応
- ・関係団体等との連絡調整及び支援要請

6

避難形態の選択、例えば、自宅でテント生活する、車の中で生活する、地域防災拠点へ向かう、など避難形態を選択することになります。その後、ペットをどこで飼養するかを考え、施設に預けるとか、自宅テント、車の中で飼養するなど検討し、どれも無理な場合は地域防災拠点に飼い主とペットが一緒に避難してくるということになります。

行政は横浜市災害対策本部を、獣医師会等は横浜市災害時動物救援本部を立ち上げ、ペットに関する情報の一元化、負傷動物、放浪動物への対応、関係団体との連絡調整などを行っていきます。

飼い主とペットの災害時の流れ

発災時

地域防災拠点での飼養

地域防災拠点における
ペットの飼養ルールの遵
守と健康管理

応急仮設住宅における
ペットの飼養ルールの遵
守と健康管理

行政等の動き

物資の支援
飼い主による飼養環境整備のため
の支援
人獣共通感染症の予防の措置
一時預かり体制の整備・対応
ボランティアの要請と受入れ

7

地域防災拠点に避難してきた飼い主とペットは、地域防災拠点における飼養ルールを遵守しながらペットの健康管理を行い、その間、行政等は、物資の支援、飼い主による飼養環境整備のための支援、人獣共通感染症予防、一時預かり体制の整備、ボランティアの要請と受入れなどを行います。

災害の規模にもよりますが、被災者はいずれは自宅に戻ったり、仮設住宅、公営住宅などに移っていきますので、地域防災拠点でのペット対応は、スライド真ん中の期間のご対応ということになります。熊本地震の益城町総合運動公園の例だと約6か月でしたので、だいたいこのくらいの期間になると思われます。

動物救援体制組織図



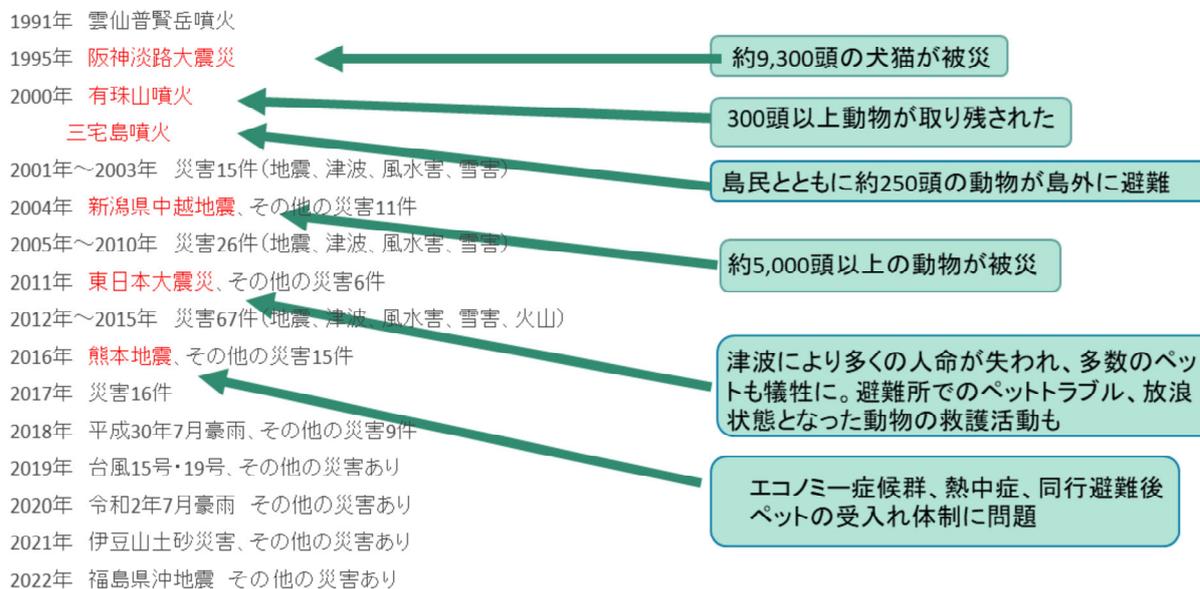
こちらが、横浜市で災害が発生した場合の、動物救援体制組織図になります。横浜市の災害時ペット対策というピンクの冊子の一番最後のページ21Pに書かれている部分です。

災害発生時には、横浜市災害時動物救援本部（横浜市獣医師会他）が立ち上がり、本市のペット対策の中心的役割を担います。そして、横浜市災害時動物救援本部は、動物救援センターを設置し、放浪や負傷したペットの対応を行います。ペット災害支援協議会は、ペット関連の事業者からなる全国組織の団体ですが、支援物資等について協力いただけることとなっています。

皆様がいらっしゃる地域防災拠点は右下のピンクの部分ですが、私たち区役所は鶴見区災害対策本部（衛生班）におり、地域防災拠点からの連絡を受け、様々な支援をおこないます。

地域防災拠点には、ペットのフード、ケージなどの物資の備蓄はありませんが、しばらくすれば、支援物資が提携先から届きますので、あきらめずに区災害対策本部へ必要なもの、ケージ、テントなど必要数を要請してください。また、放浪犬の収容依頼なども連絡してください。

2 過去のペット被災事例



1991年以降の国内の主な災害について並べています。1995年の阪神淡路大震災では、M7.2の地震が大都市を直撃し、人命とともに、犬約4,300頭、猫約5,000頭の合わせて約9,300頭の動物が被災しました。2000年の有珠山噴火では、避難の際に約300頭の動物が取り残され、問題になりました。同じく2000年の三宅島噴火では、島民とともに約250頭の動物が島から避難しました。2004年10月の新潟中越地震では、最大震度7被災者は10万人以上、5000頭以上の動物が被災しました。山古志村（現長岡市）を中心とした地域では地震により多くの箇所が崩壊や地すべりが発生しました。建物倒壊やショック、エコノミークラス症候群などで46人が死亡。電気、ガス、水道、電話、高速道路などのライフラインは寸断され、集落は山の中で孤立し、人の避難の後、とり残された動物救援が行われました。2011年3月の東日本大震災では、M9の地震に加え沿岸部では津波により多くの人命が失われそれとともに多数のペットも犠牲となりました。避難後、自宅にペットを連れに戻り津波に巻き込まれた事例や、避難所でのペットによるトラブル、放浪状態となった動物の救護活動、原発事故の避難により取り残されてしまった動物など、様々な問題が浮き彫りになりました。

2016年の熊本地震では、家屋倒壊の不安から車中やテントでの避難者が多く、エコノミークラス症候群や熱中症対策が問題となり、また、同行避難後、ペットの受入れ体制が十分でない避難所もあり、問題となりました。

発災時の避難所の状況 2004年 新潟県中越地震



避難所の駐車場に設置されたペット用スペース



ケージに慣れていない、静かにできない・・・
→ 他の迷惑になってしまうため、車で生活した。
エコノミー症候群で飼い主が死亡した事例も。

こちらは、2004年の新潟中越地震の時の避難所の様子です。避難所の駐車場にこのようなペット用スペースが設置されましたが、ペットがケージ慣れていなかったり、静かにできないなどの理由で車中避難を実行し、飼い主がエコノミー症候群で死亡するという事例もありました。

発災時の避難所の状況 2011年 東日本大震災



仙台市の避難所の外に設置されたペット用スペース
(一時飼育場所の設置が認められなかった例)



車で生活している犬たち

こちらは、2011年東日本大震災の時の避難所の様子です。多くは津波の犠牲になったと聞いています。

発災時の避難所の状況 2011年 東日本大震災



郡山市の避難所に設置されたペットの一時飼育用テント



宮城県の被災動物保護センターで保護されているペット

個々のペットは必ずケージで管理することになり、世話は飼い主が行います。飼育できるペットは、しつけができていて、共同生活ができるものが優先となります。

こちらの上の方は、郡山の避難所に設置されたペットの一時飼育用テントです。下が宮城県の被災動物保護センターで保護されている様子ですが、このように、初めはバラバラだった犬猫の飼育が、ケージやテントなどの支援物資が届くにつれそれぞれのペットは必ずケージで管理することになり、世話は飼い主が行うよう統一されていきます。

ケージは、避難する際に飼い主が持参するのが基本ですが、ケージが不足している場合は、災害の規模にもよるので配布のお約束はできないのですが、区の災害対策本部に要請してください。

平成28年熊本地震 益城町総合運動公園避難所の事例

(参考文献:平成28年熊本地震における「ペット同行避難」に関する予備的考察～益城町総合運動公園避難所の事例より～ 九州保健福祉大学社会福祉学部 加藤謙介氏)

4月14日 前震

4月16日 本震直後 大勢の避難者約1000人、ペット同伴者あり

4月20日 ボランティア団体による、ペットと同居できる「テント村」開設 28張がペット飼育可

しかし、体育館内にも多くのペット

支援物資の配布 ペットフード、トイレシート、迷子札など

5月 長期化した避難生活で被災者の疲労が蓄積

体調不良や被災生活への不安 ペットに関する苦情発生

犬が吠える、体育館内でマーキングする

避難所内でペットとの同居は困難と判断

5月半ば、「避難所施設内でのペットとの同居禁止」

「テント村」も、猛暑や荒天にテントが耐えられず、避難者の安全が保障できない→退去要請

13

ここで、平成28年にありました熊本地震で甚大な被害がありました、益城町総合運動公園避難所の事例をお伝えします。

4月14日、益城町を震源とする震度7の前震があり翌々日の4月16日、震度7の本震が発生しました。益城町では、多くの住宅が倒壊し、益城町総合運動公園には16日既に1000人を超える人が避難し、ペットを同伴した人もいて、人が避難するスペースにペットの一緒にいるような状況だったようです。

4月20日にはペットと同居できるテントの設置がされ、支援物資も届きました。しかし、5月にはいると、長期化した避難生活で被災者の疲労が蓄積し、体調不良や被災生活への不安から、ペットに関する苦情が発生してくるようになりました。犬が吠える、犬が体育館の中でおしっこをしてしまう、といったものです。そこで、益城町では、「避難所施設内でのペットとの同居禁止」を通達せざるを得ない状況となりました。また、テントも猛暑や荒天に耐えられず、避難者の安全が保障できないということで、退去要請が出されてしまいました。

平成28年熊本地震 益城町総合運動公園避難所の事例

- ・「ペットとの同居禁止」=飼い主にとっては「家族の分離」を意味する
- ・車中泊、壊れた自宅の庭などでテント生活等、危険度が高い場所に生活を移さざるを得ない
- ・安直に「避難所内でのペットとの同居禁止」を伝達することは、被災者の心を更に挫く。
- ・しかしながら、被災地支援、被災者支援の一環としての「ペットとの同行別居」を支援
- ・「別居」の形にはなるが、避難所敷地内でペットを飼育する施設を設けることになった。
- ・「益城町わんにゃんハウス」の建設「益城町いぬねこ家族プロジェクト」
(益城町、環境省、公益財団法人熊本YMCA、(特活)人と犬の命をつなぐ会等)
<住居>、<居場所>を提供 「いぬねこ家族会」が飼育、健康管理、衛生管理を行った

「ペットとの同居禁止」という通達は、飼い主にとって「家族の分離」を意味し、被災者の心を挫く事態となってしまいました。

車中泊や壊れた自宅の庭など、危険度が高い場所に生活を移さざるを得ない、そんな状況に追い込まれました。

そこで、「別居」のかたちにはなるが避難所敷地内でペットを飼育する場所をつくることを、ボランティアや避難所運営者が飼い主に丁寧に説明していきましました。

そして、益城町、環境省、公益財団法人熊本YMCA、人と犬の命を繋ぐ会などの共同プロジェクトとして「益城町いぬネコ家族プロジェクト」が発足し、益城町総合運動公園の敷地内に被災者のペットの一時預かり施設「益城町わんにゃんハウス」が建設され、5月15日から使われるようになりました。

平成28年熊本地震 益城町総合運動公園避難所の事例

「益城町わんにゃんハウス」

〈住居の支援〉3棟のプレハブ小屋、(犬2棟、猫1棟)

犬35頭猫15頭飼育可能

体育館から150メートルほど離れた場所 ドッグラン設置

〈居場所の支援〉しつけインストラクターによる飼い方指導

→ケージになれることができた

マナーを守った散歩

ペットに関する苦情がなくなった

ハウスを利用する被災者同士、被災者と支援者の間で様々な交流が生まれた。

わんにゃんハウスは、3棟のプレハブ小屋建築で、犬35頭猫15頭を飼育可能な規模で、人が避難生活を送っている体育館から少し離れた場所にあり、ドッグランも併設されていたとのことです。

避難者の立場からすると、「ペットとの別居」と「テント村の撤退」の要請はかなり急なことであり、戸惑う人が多かったようですが、「わんにゃんハウススタッフ」が利用者と丁寧なコミュニケーションを重ねたことで、利用者もペットも、「わんにゃんハウス」を利用することに慣れていったとのことです。

そして、避難所内でペットに関する苦情が寄せられることは無くなり、わんにゃんハウスを利用する人同士や被災者と支援者の間で様々な良い交流が生まれていったそうです。そして、益城町総合運動公園避難所閉鎖に伴い、「わんにゃんハウス」も役割を終えて閉鎖しました。

益城町の例は、被災者が災害を乗り越えて適正飼育をし続けた事例と思われるのでご紹介させていただきました。

3.飼い主が備えること／地域防災拠点が備えること



飼い主編 ①平常時に備えておくこと
②発災時に必要な対応
③風水害時の対応

地域防災拠点編
①平常時に備えておくこと
②ペットの一時飼育場所での対応

発災時の動物救護体制編
横浜市の動物救援体制

16

さて、本日の内容の三つ目、飼い主が備えること、地域防災拠点が備えることをご説明させていただきます。

横浜市の災害時のペット対策についてのガイドラインがこちらのピンクのパンフレットになります。

表紙を見ていただくと、「ペットとの同行避難対応ガイドライン」と書かれており、内容は、「飼い主編」「地域防災拠点編」「発災時の動物救護体制編」に分かれていることがわかります。それぞれの詳細については、あとでご覧いただきたいのですが、避難所について、基本的な考え方をお伝えしておきます。震災発生時の災害発生直後には、多くの飼い主がペットを連れて拠点へ避難することが想定されます。しかし、拠点は多くの被災者が避難生活を送る場であり、動物を苦手とする人や、動物アレルギーなどの理由で、動物と一緒にいられない人がいることを考慮しなければなりません。避難所にペットと一緒に避難したとしても、原則、ペットと同じ部屋で過ごすことはできないということこのガイドラインでお伝えをしています。

自宅が安全であり、定期的にペットの世話をするために戻れる状況にあるのであれば、避難所に連れて行かないということも選択肢の一つです。ただし、その場合も、毎日の食事と健康状態の確認が大切です。犬、猫など、一般的なペット以外の動物は、避難所での受入れが難しい場合もあります。ペットの複数の預け先を確保しておくことも大切です。

地域防災拠点におけるペット対策

地域防災拠点別にみた犬登録数

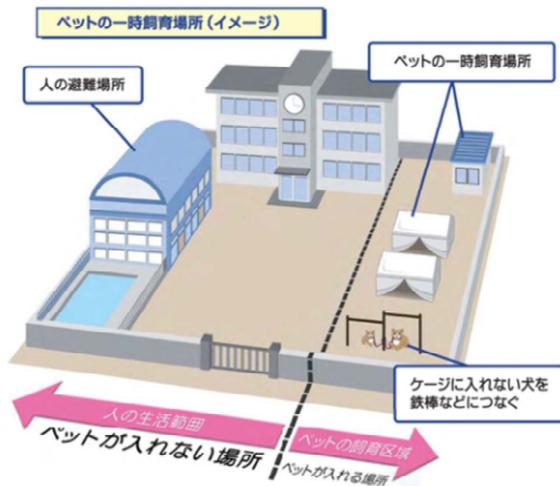
拠点名	頭数	拠点名	頭数	拠点名	頭数
01旭小学校	550	12下末吉小学校	140	23市場中学校	180
02市場小学校	710	13新鶴見小学校	410	24潮田中学校	330
03入船小学校	260	14末吉小学校	440	25上の宮中学校	550
04潮田小学校	290	15鶴見小学校	240	26寛政中学校	60
05上末吉小学校	470	16寺尾小学校	580	27末吉中学校	520
06上寺尾小学校	240	17豊岡小学校	510	28鶴見中学校	340
07岸谷小学校	330	18生麦小学校	480	29寺尾中学校	470
08駒岡小学校	920	19馬場小学校	440	30生麦中学校	50
09汐入小学校	220	20東台小学校	530	31矢向中学校	300
10獅子ヶ谷小学校	460	21平安小学校	700	令和2年8月末時点 ※頭数は概数	
11下野谷小学校	370	22矢向小学校	500		

さらに、飼い猫が、ほぼ同頭数いると考えられています！

17

地域防災拠点におけるペット対策についてご説明します。

鶴見区には、1万3千頭もの犬が登録されています。地域防災拠点の避難対象地域別に、犬の数をみると、一拠点あたり、50頭から多いところでは920頭の犬が飼育されています。猫もほぼ犬と同数が飼育されていると考えられています。全部が地域防災拠点に避難するとは限りませんが、ペットを連れて避難する人は一定以上いることは確実で、いざ発災して避難が始まった時に、ペットについて何もきめていないと、連れてきたペットをどう扱うべきなのかその時に判断しなくてはならず、人とペットを一緒にの部屋で避難させたり、ペット同士のトラブルになりしかねません。災害が発生する前の平常時に、地域防災拠点でどのようにペットを受け入れるか、検討をしておくことが必要と考えられます。



ペット飼育場所の運営主体はペットの飼い主！

ペットの一時飼育場所の開設と運営

- ①受付準備
- ②ペット飼育スペースの準備
- ③受付開始
- ④役割分担、飼主の会の運営
(清掃、消毒、排泄物集積場所の管理、救援物資の搬入、仕分け、連絡調整など)

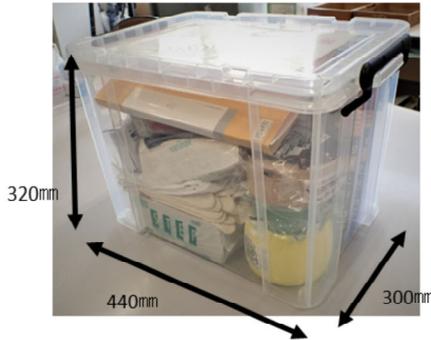
平時に、ペットの一時飼育場所について決めておきましょう。
⇒p13参照

さて、地域の皆さんで協力して運営される地域防災拠点ですが、避難所の運営で優先されるべきは人の避難です。原則、ペットの管理は飼い主たちで行っていくことが必要となります。避難が開始したら、ペットの飼い主たちで役割分担して、ペット飼育スペースや受付場所を設置し、協力してペットのお世話をしていきます。清掃、消毒や排泄物の管理、救援物資の搬入、仕分けなど、ペットのことはすべて飼い主が運営していきます。

地域防災拠点では、災害が平常時から、ペットの飼育場所をどこにするか事前に決めておくといよいでしょう。ペット飼育場所は、避難所活動の妨げにならない場所、例えば、車両の出入り、支援物資の積み下ろし、炊き出しなどの妨げにならない場所にしましょう。(13pを参照してください) できれば、直射日光や雨風をしのげる場所が良いですが、避難所開設の時期が夏なのか冬なのかより、予定していた場所では不都合が出て来る場合もありますので、複数箇所考えておくことをお勧めします。

4. ペット飼育場所開設キット

令和5年に全地域防災拠点備蓄庫に配布済み



- ・開設手順書
- ・受付用紙
- ・飼い主の会参加同意書
- ・飼育ルール
- ・チラシ類
- ・ブルーシート
- ・紐、ガムテープ類
- ・筆記用具
- ・ゴミ袋
- など



※ペット飼育場所開設キットは、ペットの飼い主たちが、ペット飼育場所を開設し、ルールを守ってペットを飼育管理していくための必要最低限の道具類です。ペットフードや水は含まれません。

続いて、ペット飼育場所開設キットについてご説明しましょう。現物がこちらにあります。昨年度からレスキューパウズさんにご協力いただき、令和5年6月に完成し、鶴見区内31拠点すべての備蓄庫に配布しました。この中には、開設手順書や受付用紙や掲示物、ブルーシート等が入っていて、手順書どおりに行えば、ペット飼育場所を開設することができるようになっています。ペット飼育場所開設キットは、ペットの飼い主たちが、ペット飼育場所を開設し、ルールを守ってペットを飼育管理していくための必要最低限の道具類です。ペットフードや水は含まれません。

ここで、いったん休憩をとりまして、このキットを使ってペット飼育場所の設営についてみていただきたいと思います。

5. ペット飼育場所開設 キット組み立て デモンストレーション

ペットと避難所に避難したら

- 行動1 避難所の運営委員に、ペット飼育場所をどこに設営したらよいか確認しましょう
- 行動2 備蓄庫にあるペット飼育場所開設キットを受け取りましょう
- 行動3 キットの中の「手順書」を参考にして、ペット飼育場所をつくっていきましょう

20

さて、ここから、ペット飼育場所開設キットを使い、ペット飼育場所をつくっていきます。

まず飼い主がペットと避難所に到着したら、

行動1 避難所の運営委員に、ペット飼育場所をどこに設営したらよいか確認します。

行動2 ペット飼育場所開設キットを受け取ります

行動3 キットの中の「手順書」を参考にして、ペット飼育場所をつくっていきます

地域防災拠点 ペット飼育場所 設営手順書



令和5年度作成 鶴見区役所総務課・生活衛生課
協力: 鶴見レスキューハウス

それでは、手順書に従って、ペット飼育場所を開設する手順をご説明しましょう。

手順 1. ペットの一時待機場所をつくる

様式1-1

ペット一時待機場所

ペット飼育場所の設営が完了するまで一時的に
待機させています。
設営が整い次第、移動します。

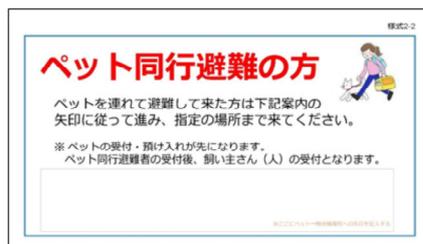
事故防止の為、飼い主さん、関係者以外はペットに触れないください！

何かありましたら_____までご連絡ください。

Tel _____。

手順 1 です。ペット飼育場所ができるまで、一時的にペットを待機させておく場所を決め、ケージに入れるか係留します。飼い主のうちだれか、ペットたちの見張りをしていただけるとよいでしょう。次に、キットの中に、ペット一時待機場所の掲示物が入っていますので、待機場所に掲示します。

手順2 ペット一時待機場所を周知する



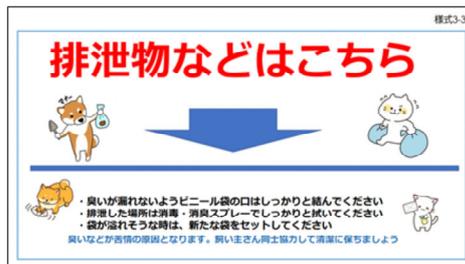
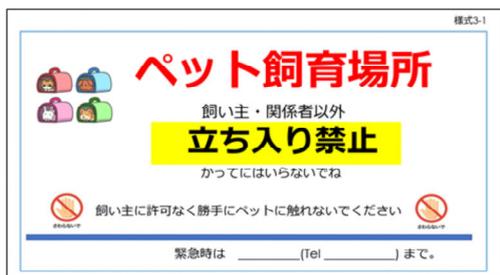
手順2です。避難してくる他の飼い主にわかるように、キットの中にある用紙やパウチした掲示物を使って校門付近に一時待機場所までのルートを描いて掲示します。

手順3. ペット飼育場所をつくる



手順3は、ペット飼育場所をつくる、です。屋外であれば日差しや雨風が避けられるようブルーシートを張る。室内や地面を汚してはいけない場所であれば床やケージの下にブルーシートを敷くと良いでしょう。関係者以外入らないようにロープを張ったり、動物の種類ごとに、離すか、仕切りをつくります。そして、キットの中にある掲示物を利用して「ペット飼育場所」の掲示をし、排泄物の廃棄場所をつくり、案内を掲示する。

今回は、飼育場所が屋外ということを想定して、ブルーシートは屋根替わりに使用していきます。



キットに入っている掲示物にはペット飼育場所は関係者以外立入禁止であるという表示、犬の飼育場所、猫の飼育場所、排泄物はこちらへといった案内の掲示物が入っていますので、利用します。

手順4. 受付をつくる

受付の例



手順4です。受付をつくります。椅子と机を借りてきて、キットの中に入っている「受付案内」と「飼育ルール」を掲示します。キットの中に入っている筆記用具・受付用書類、番号札などを並べます。

地域防災拠点飼い主の会参加同意書

ペットの名前	受付番号 (No.)

様式 4-3

**地域防災拠点飼い主の会
参加同意書**

私は、地域防災拠点（避難所）でペットを飼育するにあたり、
ペットが苦手な方やアレルギー等健康上問題が生じる方がいる
ことに配慮し、次の事項に同意します。

年 月 日

氏 名 _____

連絡先 _____ 地区名 _____

1 「飼い主の会」に加入し、役割を決め、飼い主同士が連携に努めます。

2 ペットの飼育管理に責任をもち、避難所での飼育ルールを遵守します。
・ペットの世話は、ペットの一時飼育場所において、飼い主等が行うこと
・人の生活圏内へペットを持ち込むことは禁止
・給餌、清掃、排泄物処理方法などについては、飼い主等が話し合いのうえ
で決定し、拠点運営委員会へ報告すること
・拠点におけるペットに関するトラブルや苦情については、飼い主等が対
応し解決すること

3 飼い主としての責務を怠った場合や周囲へ迷惑を及ぼす状況が長く等
により「飼い主の会」または拠点運営委員会から注意や指示を受けた場合
は、速ちにそれに従います。

受付書類は3種類あり、すべて記入してもらいます。こちらは「地域防災拠点飼い主の会参加同意書」です。

地域防災拠点では、飼い主同士が協力体制を築き、助け合いながら飼育場所をきちんと運営・管理するため、飼い主の会を結成します。ペット飼育場所を利用する飼い主は加入することとします。

地域防災拠点ペット登録票

様式 4-4
犬 猫 他

地域防災拠点ペット登録票		№	人別	年	月
飼主氏名					
住所					
電話番号					
ペット種別					
性別					
生年月日					
不妊去勢					
ワクチン接種					
飼育環境					
飼育者					
飼育場所					
保護日時					
識別情報					
飼育状況					
飼主					
備考					

二つ目の書類が、「地域防災拠点ペット登録票」です。飼い主情報、ペットの名前や不妊去勢されているか、ワクチンを打っているか、性格、特徴などを記入してもらいます。飼い主が地域防災拠点におらず、地域防災拠点で保護した場合も、この登録票に記入しておきます。受付順に番号を振り、その番号が、そのペットを管理していく受付番号となります。

ペット情報カード

様式 4-5

ペット情報カード

受付番号 (No.)	ペットの名称
緊急連絡先	飼い主氏名
備考	

----- 切り取り線 -----

様式 4-5

ペット情報カード

受付番号 (No.)	ペットの名称
緊急連絡先	飼い主氏名
備考	

三つ目の書類は「ペット情報カード」です。これは、ケージに貼り付けておくものです。

ペット飼育のルール

様式 4-6

地域防災拠点における飼育ルール

※ ルールの一環です。飼い主の会と拠点運営委員会が検討したうえで、加除修正を行い、地域の実情に合ったルールを作成してください。

飼い主の皆さんへ

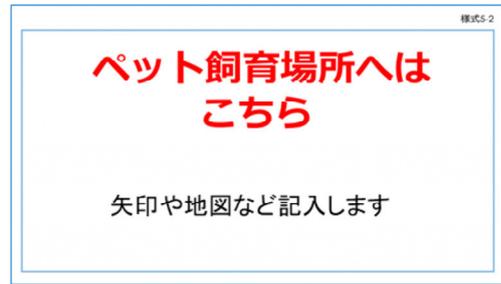
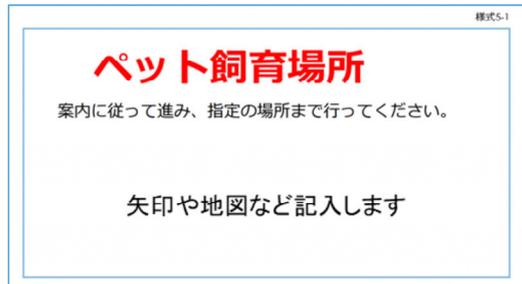
この地域防災拠点で人と動物が気持ちよく暮らせるように、次のことを守ってください。

- 1 地域防災拠点に同行できるペットは、犬・猫・小鳥や小型のげっ歯類などです。それ以外のペットは同行できません。
- 2 ペットは決められた場所、ケージに入れるか、女性につきまとめるなどして飼育しましょう。
- 3 ペットの飼育・管理は、飼い主自身が責任を持って行います。
- 4 ペットの飼育に必要な作業は、飼い主の皆さんで協力して行いましょう。
 - ・ 飼育場所と周辺区域の清掃・消毒
 - ・ 飼料・水・排泄物処理の管理
 - ・ 獣医療（ペットフード・異材等）の搬入・仕分け・配分
- 5 決まった時間に給餌し、獲った餌は後始末をしましょう。ペットの体やケージ内を清潔に保つなど、周囲に影響を及ぼさないようにしましょう。
- 6 排泄は指示された場所できせ、後始末をきちんと行いましょう。
- 7 地域防災拠点には、負傷などによりペットの世話ができない飼い主もいます。お互いに助け合いながらペットの管理をするようにしましょう。
- 8 散歩は、敷外または、敷内内の指定された場所で行いましょう。散歩する際には、必ずリードをつけましょう。
- 9 一時保護された迷子のペットの世話を飼い主の皆さんで共同で行っていただくようお願いいたします。

地域防災拠点に合わせて、
必要なルールは付け足してく
ださい。

キットの中には、飼い主に渡すための、飼育ルールも入っています。キットに入っているルールはごく標準的なものなので、拠点に合わせて必要なルールを足したり、変更したりしてください。

手順5. ペット飼育場所を周知する



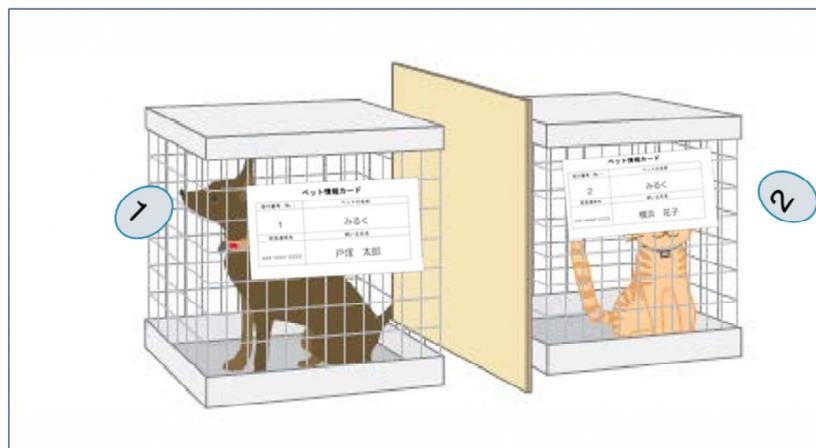
手順5です。受付の準備ができたなら、キットの中の掲示物を使ってペット飼育場所がどこかという掲示をします。

手順6. 受付を開始する

- 1 用意した受付書類に記入してもらう
- 2 ペット情報カードをケージに貼り付ける。
- 3 番号札をケージに着ける
- 4 地域防災拠点における飼育ルールを飼主に渡し、ペット一時飼育場所を案内する。

手順6です。受付で準備した3枚の受付書類に記入してもらい、ペット情報カードを、キットの中に入っている透明プラスチックフィルムに入れてガムテープでケージに貼り付けます。キットの中に、プラスチック製の札が入っているので、マジックで受付番号を書き、ケージに着けます。飼育ルールを飼主に渡し、ペット一時飼育場所を案内する。

ケージの配置の例



こちらがペット情報カードを貼り付け、番号札を付けたケージの絵になります。
こんな感じで、犬と猫など動物の種類ごとに仕切ってあげると良いでしょう。

ここからの作業は状況が落ち着いてから
行ってください

手順7. ペットたちの情報をまとめる

様式7-1

地域防災拠点飼い主の会 名簿				NO.	
飼い主情報		ペット情報情報			
受付#	氏名 連絡先電話番号 避難場所	飼い主の会 種別	名前 性別(手帳) 大きさ	年齢・特徴	ケージ 有/無
記入例	つるみ たろう 090-XXXX-XXXX ABC地域防災拠点	朝の排遺ゴミ箱 の片づけ	犬 ぼち 16歳、恐がり、噛む可能性有		有
		犬・猫 その他	犬・猫 その他		有/無
		犬・猫 その他	犬・猫 その他		有/無
		犬・猫 その他	犬・猫 その他		有/無
		犬・猫 その他	犬・猫 その他		有/無
		犬・猫 その他	犬・猫 その他		有/無
		犬・猫 その他	犬・猫 その他		有/無

備考(要治療の有無・必要なペット用品(リード、首輪・フード等)、その他特記すべき事項
※緊急を要するものは赤で記入
要治療(有)内容: ガラスで前脚を怪我
首輪無し・食物アレルギーあり
持病有り。毎日〇〇の投与必要
要治療(有・無)内容:
要治療(有・無)内容:
要治療(有・無)内容:
要治療(有・無)内容:
要治療(有・無)内容:

続いて、手順7です。ここからの作業は、状況が落ち着いてからとりかかりますが、ペットたちの情報をまとめて、地域防災拠点の運営委員会と共有していきます。

まず、受付時に記載してもらった「地域防災拠点ペット登録票」の飼い主やペットの情報を、キットの中に入っている「飼い主の会名簿」にまとめて見やすくします。個人情報に記載されている書類の保管方法は地域防災拠点内で検討していただくとよいでしょう。

手順9. 飼育ルールを周知する

地域防災拠点の掲示板に、必要な内容について
掲示する

- ・ペット飼育ルール
 - ・ペットに関する相談、苦情などの連絡先
 - ・ペットのフードなどの支援物資受取予定
- ⇒(予定)日時・内容・引き渡し場所

手順9では、手順8で決めた飼育ルールの必要な内容について、地域防災拠点の掲示板に掲示しましょう。

- ・ペット飼育ルール
 - ・ペットに関する相談、苦情などの連絡先
 - ・ペットのフードなどの支援物資受取予定
- ⇒(予定)日時・内容・引き渡し場所

これらを行うことにより、地域防災拠点運営委員会と連携し、ペット飼育場所を運営していくことができると考えられます。

ご清聴ありがとうございました。



鶴見区のマスコットワックン

実際の災害時では、この手順書どおりにいかない場合も多々あると思われますし、どうなるかわかりません。しかし、この「ペット飼育場所開設キット」の存在がペットの飼い主たちを結び付け、力を合わせて苦難を乗り越えていくきっかけになるのではないかとの願いを込めて、配布させていただいています。このセミナーの後も、ぜひ域防災拠点の訓練で実際に組み立てていただくといざというときに役立ちます。先日行った飼い主を対象としたセミナーで参加者の皆さんに組み立てていただいたのですが、「飼い主が開設するということを知らなかった」という意見が多く寄せられ、ペットの飼い主同士の繋がりも生まれましたようです。

本日の説明内容は以上になります。ご清聴ありがとうございました。